

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 規則

○肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

(疾病・感染症対策課)

## 告示

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(税務課)

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(同)

## 公告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定

(精神保健推進室)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退

(同)

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定(二件)

(契約課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(二件)

(警察本部会計課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

(同)

正誤

(同)

○宮城県公報令和六年号外第一三号(令和六年三月二十九日付け)

(同)

規則

(同)

四

四

## 規則

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第九十一号

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則(平成三十年宮城県規則第百八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「十二月」を「二十四月」に、「二月以上」を「一月以上」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

## 告示

○宮城県告示第四百七十三号

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和六年七月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所等の所在地	指定取消しの年月日
株式会社成文	代表取締役 増田信哉	遠田郡涌谷町字新町二十二番地	令和六年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年七月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和六年 八月五日	丸森町全 域	午前十時三十分から 午後二時まで(正午から 午後一時までを除く)	丸森まちづくりセンター

八月十九日	山元町	全	全	午前十時三十分から午後二時三十分まで(正午から午後一時までを除く)	山元町中央公民館前
九月二日	東松島市	全	全	午前十時三十分から午後二時三十分まで(正午から午後一時までを除く)	東松島市役所本庁舎駐車場
九月三日	東松島市	全	全	午前十時三十分から午後二時三十分まで(正午から午後一時までを除く)	東松島市役所本庁舎駐車場
九月十八日	南三陸町	歌	津	午前十一時から午後二時三十分まで(正午から午後一時までを除く)	南三陸町役場歌津総合支所
九月二十五日	南三陸町	志	津	午前十一時から午後二時三十分まで(正午から午後一時までを除く)	志津川仮設魚市場

○宮城県告示第四百七十五号

大和町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

吉岡西部地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百七十六号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
エヌ・ワイヤもと薬局	東松島市矢本字大溜三四七番	令和六年七月一日

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションほのか	大崎市古川北稲葉三丁目二三番三四号	令和六年七月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日

おおぞら薬局 名取店

名取市上余田字宇ノ坪二七五―二

令和六年五月三十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年七月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市八幡字六貫田百六十一番、百六十二番、百六十三番、二百八十六番一、二百八十六番二、二百八十七番一、二百八十七番二の一部、二百八十八番一、二百八十九番一、百六十二番の地の水の一部、二百八十六番一の地先の道の一部、二百八十六番一の地先の水の一部、二百八十六番二の地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

株式会社久翠

仙台市太白区八木山本町一丁目十七番地の五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 三次元座標測定機 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和六年四月二十二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社アオバサイエンス 宮城県仙台市太白区富沢南二丁目十一―五
- 五 落札金額 一億千百万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和六年四月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
令和六年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 万能試験機ほか 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和六年五月二十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社アオバサイエンス 宮城県仙台市太白区富沢南二丁目十一―五
- 五 落札金額 七千万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和六年四月十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 栗原警察署運用開始に向けたシステム改修業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和六年六月二十七日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 契約金額 六千三百二十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴う機能

改修業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和六年六月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 八千五百五十八万五千七百九十九円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 特定免許情報記録端末等貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年六月二十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C東北支店 仙台市青葉区本町二丁目二番二十号

五 落札金額 五千五百九十一万三千六百十六円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年五月二十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察インターネット分離サーバ等貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年六月二十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C東北支店 仙台市青葉区本町二丁目二番二十号

五 落札金額 九千十二万三千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年五月十四日

正 誤

○宮城県公報号外第二三三号（令和六年三月二十九日付け）中

ページ

上

後ろか  
ら二

、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ

誤

、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ